

2003年7月以降、以下のような情報発信を行っています。

- (1)にっぽんNOW(2003年9月:安全・安心な食生活へ)「[pdf](#)」
- (2)オンライン広報通信(2003年9月:新しい食品衛生法がスタート!)「[pdf](#)」、「[html](#)」
- (3)新ニッポン探検隊(日本テレビ:2003年9月7日放送)
- (4)時の動き(2003年10月:食の安全と安心の確保に向けて)「[表紙\(html\)](#)」、「[記事\(pdf\)](#)」
- (5)Cabiネット(2003年10月:安全をつくる、安心を食べる?)「[表紙\(html\)](#)」、「[記事\(html\)](#)」
- (6)新聞広告「突出し広告」(2004年3月:鳥インフルエンザ)「[html](#)」
- (7)新聞広告「記事下広告」(2004年4月3日:鳥インフルエンザ)「[html](#)」

## 6. 関連リンク

### [\(1\)内閣府食品安全委員会](#)

- [・意見交換会等](#)
- [・リスクコミュニケーション専門調査会](#)
- [・食品安全モニター](#)
- [・食の安全ダイヤル](#)
- [・食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題\(pdf\)](#)

### [\(2\)農林水産省](#)

- [・食品に関するリスクコミュニケーション、意見交換会、パブリック・コメント](#)
- [・リスク分析に関する情報](#)

---

[トップへ](#)

[戻る](#)

# にっぽんNOW

平成15年(2003年)9月1日(月)

第1527号

## 紙面あんない

2面  
3面

家族みんなで防災会議を

●先の通常国会で成立した法律について

緊急採用奨学金制度

家計が急変したとき教育費を支援しています

●ふるさとの味



## 安全安心な食生活

**改正食品衛生法**（牛海綿状脳症、や輸入食品の残留農薬問題などを契機に、食品安全に対する国民の不安が高まっている状況を受け、食品安全の確保の強化を目的として食品衛生法が改正され、九日から施行されています。法改正機に、国民の健康を保護する施策が充実し、今年七月に設立された食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省等が一体となって食品安全政策を進め、安全・安心な食生活が守られることが期待されます。

### 国民の健康の保護を図る

一昨年八月に、国内で初めてBSE感染牛が発見されたのをはじめとして、食品の偽装表示輸入食品からの基準値を超えた残留農薬の検出など、ここ二年間に、食品への信頼を損なう問題が相次いで発生し、国民に強い不信・不安を与えていました。

その原因として、一部事業者の企業倫理の欠如だけでなく、

状況を変えて制定されたもので、改正食品衛生法は、こうした法の目的に「国民の健康の保護を図る」ことを明記するなど

### 広く国民の意見も聴取

改正食品衛生法の骨子は別掲のとおりです。このうち、特徴的なのはリスク

消費者保護の観点に立ってリスクを事前に防止することを目指す内容となっています。



8月12日の会合では、リスクコミュニケーションが交換されました。リスクコミュニケーションを中心に、さまざまな意見が交換されました。リスクコミュニケーションは、食品安全行政を進める上で、重要な役割を果たします。

## 改正食品衛生法 8月29日から施行

### 改正食品衛生法の骨子

#### ○目的規範の見直し

○国民の健康の保護を図る旨の明記

○国・地方自治体及び食品等事業者の責務の明確化

#### 【国・地方自治体】

- 情報収集等・研究・輸入食品等の検査に係る体制整備
- 国際的な連携の確保
- 地方自治体に対する技術援助、等
- 教育活動等を通じた正しい知識の普及
- 情報の収集・整理・分析・提供
- 検査能力の向上、等

#### 【事業者】

- 原材料の安全性の確保
- 仕入れ元の名称等の記録の作成・保存
- 記録の国・地方自治体への提供、等(努力義務を含む)
- リスクコミュニケーション規定の新設
- 規格・基準の見直し
- 農薬等の残留規制の強化
- 安全性に問題のある既存添加物の使用禁止
- 特殊な方法(カバセル化等)により摂取する食品等の暫定流通禁止措置、等

#### ○輸入食品を含めた食品の監視・検査体制の強化

- 食品衛生監視指導指針の作成
- 輸入食品監視指導計画の策定・公表
- 厚生労働大臣による輸入業者に対する営業禁停止処分規定の創設、等

#### ○罰則の強化

- 有香食品の販売等禁止違反の法人に1億円以下の罰金
- 施設基準違反、施設改善命令違反に1年以下の懲役、100万円以下の罰金、等

改正食品衛生法の内容など、食品安全確保に向けた取り組みを厚生労働省ホームページ(下記)で見ることができます。

● <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/index.html>

改正食品衛生法は、食品リスクの評価(国民の健康にどう影響するかの見極め)と、リスク管理の意見聴取が一体的に実施されないと効果が上がりません。改正法には、国や地方自治体の意見聴取が、は

は、改正法の施行に当たっての消費者や生産者等との懇談会、意見交換会を開催し、今後の施策に生かす考えです。このうち、8月12日に東京都内で開かれた「食品衛生に関する説明と意見交換の会」には、消費者・食品業界団体の関係者ら約百人が参加。法改正を高く評価する一方、リスクコミュニケーションの具体的な手法の確立などの要望が出されました。

は、食品安全行政を進める上で、重要な役割を果たします。リスクコミュニケーションは、食品安全行政を進める上で、重要な役割を果たします。リスクコミュニケーションは、食品安全行政を進める上で、重要な役割を果たします。

新しい食品衛生法がスタート！

## 新しい食品衛生法がスタートーー

# 国民の健康を第一に 食品安全性を確保

食品は、私たちの健康の基盤となるものです。その半面、もし、その食品に体内に危害を及ぼすものが含まれていたら、私たちの健康は損なわれてしまいます。こうした食品に起因する衛生上の危害を防止するため、昭和二十二年に制定されたのが「食品衛生法」です。政府の食品の安全確保への取り組みが強化されてきているなか、これまでの食品衛生法も全面的に見直され、新しい食品衛生法としてスタートします。

### 生産者中心から

### 消費者重視の食品行政へ

その食品が安全かどうか、外見からは分かりません。私たちがその食品の安全性を信頼し、安心して食べるかどうかは、その食品の販売者や製造者などをいかに信頼できるかにかかっています。

しかし近年、BSEの発生や食品の偽装表示など、食品の安全に対する消費者の信頼を裏切る事件が相次ぎ、食の安全に対する消費者の不安が高まっています。

これを契機に、政府はこれまで生

産者中心だった食品行政を見直し、消費者を重視した食品の安全確保のため、政府全体での取り組みを強化しています。平成十五年五月には、

食品の安全性確保に関する政策の基本理念、基本方針を定めた「食品安全基本法」が制定され、同年七月一日から施行されました。

こうした動きのなかで、飲食に起因する衛生上の危害防止について規定する「食品衛生法」についても、

消費者重視の施策の充実を図るため、全面的に見直しが行われ、平成十五年五月、法が改正されました。

この食品安全基本法により、「国民の健康の保護が最も重要である」という基本的認識のもと、食品の安全性を確保することが、食品行政の基本理念として明記され、食品供給行程の各段階における適切な措置、国民の健康への悪影響の未然防止を規定されました。また、消費者との



リスクコミュニケーションを重視し、食品衛生に関する施策や基準設定などについて、国民からの意見聴取を行うことが定めされました。この法律に基づき、これまでの規格・基準の見直し、監視・検査体制の強化、食中毒など飲食に起因する事故への対応の強化、罰則強化などが図られます。新しい食品衛生法の主なポイントを紹介します。

これまで、厚生労働省では、二十九の農薬、二十六の動物用医薬品等について残留基準を設定しており、残留基準を超えて農薬が残る食品の流通を禁止していますが、残留基準のないものについては、農薬などが残留していても流通の規制はありませんでした。

新しい食品衛生法では、ポジティブリスト制を導入し、残留基準のない農薬には一律の基準値を定め、この一定量を超えて農薬などが残る食品の流通を禁止します。

ダイエットや健康ブームを背景に、

濃縮・抽出した成分を錠剤やカプセルなどにして摂取する食品や、一般に飲食に供されていないものを含む食品が増えています。しかし、これらは健康を損なうおそれがないという確証はなく、実際に健康被害が発生しているケースもみられます。

そこで、新しい食品衛生法では、こうした特殊な方法により摂取する食品等について、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、その物を食品として販売することを禁止できることとしました。

これまで、厚生労働省では、二百二十九の農薬、二十六の動物用医薬品等について残留基準を設定しております。しかし、残留基準を超えて農薬が残る食品の流通を禁止していますが、

これまで、厚生労働省では、二百二十九の農薬、二十六の動物用医薬品等について残留基準を設定しております。しかし、残留基準を超えて農薬が残る食品の流通を禁止していますが、

モニタリング検査を実施するなど、検査体制の充実が図られます。また、違反を繰り返す食品については、検査を要せずに、包括的に輸入・販売を禁止できる仕組みが導入されます。

総合衛生管理製造過程「HACCP（ハサップ）」は、最終製品を試験・分析を行う従来の方式とは異なり、

原材料から出荷までの食品の全過程で衛生管理を行うもので、食品の安全性を確保するうえで、非常にすぐれた手法です。しかし、近年、厚生労働省が承認したHACCP施設において、重大な食中毒事件を引き起こした事例が発生しています。

新しい食品衛生法では、HACCPの承認について更新制を導入し、定期的に審査を行う仕組みとしました。また、HACCP施設には、食品衛生管理者の設置が義務づけられます。

## 食品行政に皆さんの意見を!

新しい食品衛生法では、国民とのリスクコミュニケーションを重視し、意見交換会など幅広く機会を設けて、消費者との情報交換を実施することとしています。消費者重視の施策を実現するためには、消費者自身がこうした機会に積極的に参加し、自分の声を伝えることが大切です。皆さんも、さまざまな機会をとらえて、食品行政への意見をお寄せください。

■意見交換会などに関する情報はこちら↓  
厚生労働省「食品の安全確保に向けた取り組み」  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/syoku-anzen/index.html>